

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 公 告

ページ

- 一般競争入札による市有財産の売払い【港湾空港局港営部港営課】2
- 開発行為に関する工事の完了【建築都市局指導部宅地指導課】5
- 農用地利用集積計画【産業経済局農林水産部農林課】6
- 公開抽選による保留地の売払い【建築都市局整備部区画整理課】7
- 北九州市町上津役土地区画整理事業の事業計画の縦覧【建築都市局整備部区画整理課】16
- 北九州広域都市計画特別用途地区の変更案の縦覧【建築都市局計画部都市計画課】17
- 北九州広域都市計画臨港地区の変更案の縦覧【建築都市局計画部都市計画課】18

北九州市公告第661号

市有財産を一般競争入札により売り払うので、北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成29年9月19日

北九州市長 北 橋 健 治

1 売り払う物件

- (1) 所在地 北九州市門司区太刀浦海岸70番1ほか3筆及び工作物
- (2) 地目 雑種地
- (3) 実測面積 2万3,051.70平方メートル
- (4) 最低売却価格 6億2,589万7,247円

2 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

北九州市門司区西海岸一丁目2番7号
北九州市港湾空港局港営部港営課

(2) 期間

この公告の日（以下「公告日」という。）から平成29年9月22日までの毎日午前8時30分から午後5時15分まで

3 入札の要領及び参加申請書を交付する場所及び期間

(1) 場所

北九州市門司区西海岸一丁目2番7号
北九州市港湾空港局港営部港営課

(2) 期間

公告日から平成29年9月22日までの毎日午前8時30分から午後5時15分まで

4 入札の参加申請を受け付ける場所及び期間

(1) 場所

北九州市門司区西海岸一丁目2番7号
北九州市港湾空港局港営部港営課

(2) 期間

平成29年9月25日の午前9時から午後5時まで

5 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 入札日時 平成29年9月26日 午前10時
- (2) 開札日時 入札締切り後直ちに行う。
- (3) 入札及び開札の場所

北九州市門司区西海岸一丁目2番7号

北九州市港湾空港局門司庁舎3階 第2会議室

6 入札に参加することができる者の資格

次に掲げる事項のいずれにも該当しないこと。

(1) 北九州市が行う市有地売払いに関し、下記の事実があった後2年を経過していない者

ア 入札を取り消されたことがある者

イ 落札者として資格を取り消されたことがある者

ウ 申込みを取り消されたことがある者

エ 正当な理由がなく契約を締結せず、又は履行しなかった者

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び契約規則第2条の規定に該当する者

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次に掲げる者

ア 入札に係る物件を暴力団の事務所その他これに類するものの用に供しようとする者

イ 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

ウ 次のいずれかに該当する者

(ア) 法人でその役員等が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に実質的に関与している者

(イ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用してしている者

(ウ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(エ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(オ) 暴力団又は暴力団員であると知りながらこれを不当に利用している者

エ 前記アからウまでに掲げる者の依頼を受けて入札に参加しようとする者

7 入札保証金

(1) 5万円

(2) 落札者が契約を締結しないときは、入札保証金は、市に帰属する。

8 入札の無効

契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

9 入札の中止

特別の事情がある場合は、入札を中止し、延期し、又は取り消すことがある。この場合において、入札者及び入札に加わろうとする者が損失を受けても、市は補償の責めを負わない。

10 先着順売り払いについて

売り払い物件について入札者がいないとき、再度入札に付し落札者がいないとき、又は落札者が契約を締結しないときは、先着順により申請を受け付け売り払う。

(1) 受付及び申請書を交付する場所

北九州市門司区西海岸一丁目2番7号

北九州市港湾空港局港営部港営課

(2) 受付開始

平成29年9月26日の午前11時から

(3) 買受資格

入札に参加することができる者の資格と同じ

11 契約の締結

この入札に係る契約は、北九州市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年北九州市条例第81号）第3条の規定により北九州市議会（以下「市議会」という。）の議決に付さなければならない不動産の売払いであるため、落札の決定後、仮契約書により仮契約を締結し、本契約は市議会の可決の日をもって成立するものとする。この入札の落札者は、落札決定の日から本市が指定する日までに、仮契約を締結しなければならない。

なお、市議会で否決された場合は、本契約を締結しない。この場合、本市は本契約が成立しないことによる補償は行わない。

12 入札に関する問合せ先

北九州市門司区西海岸一丁目2番7号

北九州市港湾空港局港営部港営課

電話 093-321-5951

北九州市公告第662号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したことを公告する。

平成29年9月19日

北九州市長 北橋 健治

開発区域に含まれる地域の名称	開発行為者
北九州市小倉南区蜷田若園三丁目739番25、739番33から739番36まで、740番3のうち、743番1、743番3から743番38まで及び745番2のうち	北九州市小倉北区明和町9番1号 株式会社海王 代表取締役 竹下弘実

北九州市公告第663号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により、次のとおり公告する。

平成29年9月19日

北九州市長 北 橋 健 治

（掲示により別紙省略）

北九州市公告第664号

保留地を次のとおり公開抽選により売り払うので、公告する。

平成29年9月19日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 売り払う物件
別表のとおり
- 2 公開抽選の申込書等の配布場所等
 - (1) 場所 北九州市小倉北区内1番1号
北九州市建築都市局整備部区画整理課
電話 093-582-2469
 - (2) 期間 この公告の日から平成29年10月23日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時15分までの間
- 3 公開抽選の申込書の受付場所等
 - (1) 場所 第2項第1号の場所と同じ
 - (2) 期間 平成29年10月13日から同月23日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午前11時まで及び午後1時から午後3時までの間
 - (3) 方法 申込書の提出は、持参によるものとする。
- 4 公開抽選の場所等
 - (1) 場所 北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所本庁舎15階 15C会議室
 - (2) 日時 平成29年11月28日から同月30日までの間で個別に通知する日時に行う。
- 5 公開抽選に参加することができる者の資格
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号）第2条の規定を準用するものとする。
 - (2) 次に掲げる事項のいずれにも該当しないこと。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）
 - イ 当該物件を暴力団の事務所その他これに類するもの（公の秩序又は善良な風俗に反する目的その他社会通念上不適切と認められるものをいう。）の用に供しようとする者

- ウ 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者
- エ 法人でその役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものをいう。）が暴力団員であるもの又は暴力団員がその経営に実質的に関与しているもの
- オ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用するなどしている者
- カ 暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- キ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- ケ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
- コ 前記アからケまでのいずれかに掲げる者の依頼を受けて公開抽選に参加しようとする者

(3) 北九州市土地区画整理事業保留地処分規則（平成6年北九州市規則第31号）第4条第2項の規定により公募分譲の手引きにおいて定める抽選申込等の資格を有する者

6 土地利用の条件

公募分譲の手引きに示された土地利用の条件を遵守すること。

7 抽選申込金の納付、返還及び充当

(1) 納付

抽選申込希望者は、申込みの際、抽選申込金として、10万円を市に納付しなければならない。

(2) 返還

抽選申込金は、次に掲げる区分の定めるところにより返還する。ただし、当選者が契約を締結しないときは、抽選申込金は返還しない。

ア 抽選申込有資格決定者（イに掲げる者を除く。）

抽選の日から2週間以内

イ 当選者

契約を締結したとき。

ウ 抽選申込みについて不適格と決定された者

その決定後2週間以内

(3) 充当

当選者の抽選申込金は、契約保証金に充当することができる。

8 契約の締結

当選者は公開抽選結果の通知を受けた日の翌日から起算して10日以内に、北九州市（以下「市」という。）と保留地売買契約を締結しなければならない。

9 契約保証金の納付、返還及び充当

(1) 納付

当選者は、契約締結の際、契約保証金として売買代金の100分の5以上に相当する金額を市に納付しなければならない。

(2) 返還

契約保証金は、売買代金完納後返還する。ただし、契約者が契約を履行しないときは、契約保証金は返還しない。

(3) 充当

契約保証金は、売買代金に充当することができる。

10 公開抽選の無効

次の各号のいずれかに該当する場合は、抽選は、無効とする。

(1) この公告に示した公開抽選に参加することができる資格のない者が抽選に参加し、当選したとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、抽選に際し不正の行為があったとき。

11 公開抽選の中止

(1) 特別の事情がある場合は、抽選を中止し、延期し、又は取り消すことがある。

(2) 前号の場合において、抽選者及び抽選に加わろうとする者が、損失を受けても、市は、補償の責を負わない。

12 先着順売払いについて

売払い物件について抽選申込者がいないとき又は当選者（繰上げ当選者を含む。）が契約を締結しないときは、平成29年12月20日の午前10時から先着順に申請を受け付け、随意契約により売り払う。

13 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 申込みの無効に関する事項

次に掲げる事項のいずれかに該当する場合、申込みは無効とする。

ア 著しく信義に反する行為があった場合

イ 申込受付期間を過ぎて書類が提出された場合

ウ 書類に虚偽の記載があった場合

エ その他公募分譲の手引き等に違反すると認められた場合

(3) 詳細は、公募分譲の手引き等による。

(4) この公告に係る保留地の売払いを担当する部局の名称及び所在地等

北九州市建築都市局整備部区画整理課

北九州市小倉北区城内1番1号

電話 093-582-2469

別表

宅地

番号	保留地番号 (所在)	地積 (m^2)	価格 (円)
1	保留地第92-1号(若松区大字小敷145街区1-1)	230.67	11,648,835
2	保留地第92-2号(若松区大字小敷145街区1-2)	230.74	11,421,630
3	保留地第92-3号(若松区大字小敷145街区1-3)	230.67	11,418,165
4	保留地第93-1号(若松区大字小敷145街区3-1)	241.55	11,860,105
5	保留地第93-2号(若松区大字小敷145街区3-2)	241.62	11,863,542
6	保留地第121号(若松区大字塩屋128街区1)	254.50	14,531,950
7	保留地第122-1号(若松区大字塩屋129街区1)	270.95	14,739,680

8	保留地第122-2号（若松区大字塩屋129街区2）	250.91	13, 524, 049
9	保留地第122-3号（若松区大字塩屋129街区3）	252.10	13, 462, 140
10	保留地第122-4号（若松区大字塩屋129街区4）	253.63	13, 264, 849
11	保留地第122-5号（若松区大字塩屋129街区5）	252.76	13, 219, 348
12	保留地第122-6号（若松区大字塩屋129街区6）	253.19	13, 368, 432
13	保留地第122-7号（若松区大字塩屋、一部若松区大字小敷129街区7）	253.39	13, 378, 992
14	保留地第122-8号（若松区大字小敷、一部若松区大字塩屋129街区8）	290.68	15, 638, 584
15	保留地第122-9号（若松区大字小敷129街区9）	279.16	14, 879, 228
16	保留地第122-10号（若松区大字小敷、一部若松区大字塩屋129街区10）	243.61	12, 497, 193

17	保留地第122-11号 (若松区大字塩屋、一部若松区大字小敷129街区11)	243.03	12, 467, 439
18	保留地第122-12号 (若松区大字塩屋129街区12)	243.46	12, 489, 498
19	保留地第122-13号 (若松区大字塩屋129街区13)	243.73	12, 625, 214
20	保留地第122-14号 (若松区大字塩屋129街区14)	244.34	12, 778, 982
21	保留地第122-15号 (若松区大字塩屋129街区15)	245.41	12, 834, 943
22	保留地第122-16号 (若松区大字塩屋129街区16)	272.33	14, 651, 354
23	保留地第126-1号(若松区大字塩屋134街区4-1)	244.43	13, 834, 738
24	保留地第126-2号(若松区大字塩屋134街区4-2)	243.20	13, 765, 120
25	保留地第127号(若松区大字小敷、一部若松区大字塩屋137街区1)	320.75	16, 903, 525
26	保留地第128-1号(若松区大字塩屋、一部若松区大字小敷137街区6-1)	224.62	11, 500, 544

27	保留地第128-2号（若松区大字塩屋、一部若松区大字小敷137街区6-2）	227.89	11, 667, 968
28	保留地第128-3号（若松区大字塩屋、一部若松区大字小敷137街区6-3）	232.67	11, 912, 704
29	保留地第128-4号（若松区大字塩屋137街区6-4）	243.70	12, 842, 990
30	保留地第128-5号（若松区大字塩屋、一部若松区大字小敷137街区6-5）	267.39	14, 251, 887
31	保留地第128-6号（若松区大字小敷、一部若松区大字塩屋137街区6-6）	248.58	13, 000, 734
32	保留地第128-7号（若松区大字小敷137街区6-7）	243.41	12, 730, 343
33	保留地第128-8号（若松区大字小敷137街区6-8）	235.35	12, 308, 805
34	保留地第129-1号（若松区大字小敷138街区2-1）	217.47	11, 025, 729
35	保留地第129-2号（若松区大字小敷138街区2-2）	224.12	11, 362, 884

36	保留地第129-3号（若松区大字小敷138街区2-3）	227.71	11,431,042
37	保留地第129-4号（若松区大字小敷138街区2-4）	234.41	12,001,792
38	保留地第129-5号（若松区大字小敷138街区2-5）	229.51	11,750,912
39	保留地第129-6号（若松区大字小敷138街区2-6）	225.03	11,521,536
40	保留地第130-1号（若松区大字小敷139街区4-1）	236.83	12,386,209
41	保留地第130-2号（若松区大字小敷139街区4-2）	236.84	12,386,732
42	保留地第130-3号（若松区大字小敷139街区4-3）	235.12	12,390,824
43	保留地第134号（若松区大字小敷144街区3）	299.38	13,921,170
44	保留地第135-1号（若松区大字小敷147街区2-1）	271.32	12,724,908

4 5	保留地第 1 3 5 - 2 号 (若松区大字小敷 1 4 7 街区 2 - 2)	2 7 1 . 3 2	1 2 , 7 2 4 , 9 0 8
4 6	保留地第 1 3 5 - 3 号 (若松区大字小敷 1 4 7 街区 2 - 3)	2 7 1 . 3 2	1 2 , 7 2 4 , 9 0 8

北九州市公告第 6 6 5 号

土地区画整理法（昭和 2 9 年法律第 1 1 9 号）第 2 0 条第 1 項の規定により、北九州市町上津役土地区画整理事業の事業計画について次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該土地区画整理事業に関係のある土地若しくはその土地に定着する物件又は当該土地区画整理事業に関係のある水面について権利を有する者は、当該事業計画について意見があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 2 週間を経過する日までに北九州市長に意見書を提出することができる。ただし、都市計画において定められた事項については、この限りでない。

平成 2 9 年 9 月 1 9 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 縦覧期間及び縦覧時間

平成 2 9 年 9 月 2 0 日から同年 1 0 月 3 日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで

2 縦覧場所

北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市建築都市局整備部区画整理課

3 意見書の提出要領

当該事業計画についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を、平成 2 9 年 1 0 月 1 7 日までに上記縦覧場所に到着するように提出すること。

北九州市公告第 6 6 7 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 1 条第 2 項において準用する同法第 1 9 条第 1 項の規定により北九州広域都市計画を変更するので、同法第 2 1 条第 2 項において準用する同法第 1 7 条第 1 項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の変更案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の変更案について意見のある住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに北九州市長に意見書を提出することができる。

平成 2 9 年 9 月 1 9 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 都市計画の種類

特別用途地区

2 都市計画の変更に係る名称及び土地の区域

名 称	区 域
特別用途地区スポーツ・レクリエーション地区（桃園地区）	八幡東区桃園三丁目の全部並びに桃園二丁目及び桃園四丁目の各一部

3 都市計画の変更案の縦覧場所

北九州市小倉北区域内 1 番 1 号

北九州市建築都市局計画部都市計画課

4 縦覧期間

平成 2 9 年 9 月 1 9 日から同年 1 0 月 3 日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで

5 意見書の提出要領

当該都市計画の変更案について意見書を提出しようとする者は、意見をできるだけ具体的に記載した文書を、上記縦覧場所に平成 2 9 年 1 0 月 3 日までに到着するように提出すること。

北九州市公告第 6 6 8 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 1 条第 2 項において準用する同法第 1 9 条第 1 項の規定により北九州広域都市計画を変更するので、同法第 2 1 条第 2 項において準用する同法第 1 7 条第 1 項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の変更案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の変更案について意見のある住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに北九州市長に意見書を提出することができる。

平成 2 9 年 9 月 1 9 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 都市計画の種類

臨港地区

2 都市計画の変更に係る土地の区域

区	区域
門司区	旧門司二丁目の一部

3 都市計画の変更案の縦覧場所

北九州市小倉北区域内 1 番 1 号

北九州市建築都市局計画部都市計画課

4 縦覧期間

平成 2 9 年 9 月 1 9 日から同年 1 0 月 3 日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで

5 意見書の提出要領

当該都市計画の変更案について意見書を提出しようとする者は、意見をできるだけ具体的に記載した文書を、上記縦覧場所に平成 2 9 年 1 0 月 3 日までに到着するように提出すること。